

日本クアオルト協議会規約

(名称)

第1条 この会は、日本クアオルト協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、賛同する自治体が連携し、地域資源を活用し地域住民や来訪者の健康増進を図る質の高い滞在型の健康保養地である「日本型クアオルト」の拡充、発展に向け取り組むことを目的とする。

(定義)

第3条 「日本型クアオルト」とは、日本の風土や社会風習・伝統文化に適合し、様々な地域資源を活用しながら、医科学的な裏付けを持つ健康づくりプログラムを提供する滞在型で質の高い生活環境を有した健康保養地と位置付ける。

2 協議会に加盟する自治体は、それぞれの取組の中で「日本型クアオルト指標（以下「指標」という。）」の実現を目指すものとする。「指標」は別に定めるものとする。

(事業)

第4条 協議会の事業は、次のとおりとする。

- (1) 「日本型クアオルト」の全国への普及・拡大事業
- (2) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 協議会は、「日本型クアオルト」に賛同する自治体からなる会員をもって組織する。

2 協議会に新しく加盟または退会する自治体は、協議会の承認を必要とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、会員の中から互選する。

3 監事は、会員の中から互選する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位によりその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業の推進及び実施に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

3 総会においては、会長が議長となる。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求めることができ

る。

(幹事会)

第10条 協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、各自治体が選任する幹事をもって構成する。

3 幹事会は、第4条に定める事項について検討するとともに、協議会の運営に必要な事項について調整する。

4 その他会長が必要と認めた事項について協議する。

(専門部会)

第11条 協議会の目的達成のため、専門部会を置くことができる。

2 部会員は、会長が委嘱する。

3 各専門部会に部会長、副部会長を置く。部会長、副部会長は部会員の互選とする。

(アドバイザー)

第12条 協議会にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、協議会の事業の実施に際し、助言を行う。

(オブザーバー及び顧問)

第13条 協議会にオブザーバー及び顧問を置くことができる。

2 オブザーバー及び顧問は、会長が委嘱する。

3 オブザーバーは、協議会の事業に関し、助言を行う。

4 顧問は、協議会の事業に関し、意見を述べる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、会員が持ち回りで事務局を担当する。

(経費)

第15条 協議会の経費は、負担金、補助金、及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第16条 協議会の会計は、会計年度終了後速やかに監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年1月29日から施行する。